

野洲市障害者等日中一時支援事業ガイドライン



【令和5年2月28日策定】

【令和7年4月1日改定】

健康福祉部 障がい福祉課

TEL : 077-587-6087 FAX : 077-586-2176

※ガイドラインは今後の法令通知や社会情勢等により随時見直します。

目次

1. 日中一時支援事業の目的.....	3
【参考】事業の成り立ち	3
2. 対象者	3
【参考】対象者の確認フロー（前提：利用者は前述の障害者等であること）	4
3. 利用例	5
4. 利用までの流れ（手順）	5
5. 費用単価及び利用者負担額	6
6. 支給量の基準（目安）	6
7. 利用期間.....	7
8. よくある問合せ（利用者及びご家族向け FAQ）	7
Q1 低年齢児でも利用できますか？	7
Q2 グループホーム(GH)利用者であっても利用できますか？.....	7
Q3 一人暮らしの方でも利用できますか？	7
Q4 見守りの必要はありませんが余暇の充実のために利用できますか？	7
Q5 放課後等デイサービスの営業時間帯に帰宅できないため、放デイ利用後に同一事業所内で日中一時を利用できますか？	7
Q6 生活介護事業所の開所時間帯に帰宅できないため、生活介護利用後に同一事業所で日中一時を利用できますか？	8
Q7 夏季休暇中の放課後等デイサービスの利用について、営業時間が限定されているため放デイの営業時間の前後に預かってもらえますか。	8
Q8 利用予定はありませんが、家族の急な怪我・病気に備えて申請をすることは可能ですか？	8
Q9 家族において日常的に介護がなされていなければ利用できませんか？	8
Q10 介護と監護はどう違うのですか？	8
9. よくある問合せ（事業所向け FAQ）	9
支援内容について	9
Q1 孤独解消等のための居場所支援として当事業の活用は可能ですか？	9
Q2 支援時間中の活動内容等に制限はありますか？	9
Q3 外出する場合の制限は？	9
Q4 見守り時間中の活動内容に制限はあるか？	9
契約・請求について.....	10
Q5 契約するのに必要な書類を教えてください。	10
Q6 日中活動系サービス又は放課後等デイサービス(以下「日中活動系サービス等」)の支援終了後に同一場所で事業を実施できるか？	10
Q7 事業の実施にあたり施設要件や人員配置要件はあるか？	10
Q8 外出先で解散した場合の支援時間の算定時間は？	10
Q9 送迎を行っているが送迎時間を支援時間として算定できるか？	11
Q10 送迎の範囲は？.....	11

1. 日中一時支援事業の目的

- 障がいのある方（児童含む）を日常的に介護するご家族の休息及び就労支援を目的に、家族に代わって一時的に預かり、日中活動を提供する事業です。
- 他の障がい福祉サービスの当事者に対する支援とは異なり、ご家族を支援するための事業となります。そのため、余暇支援を目的とした事業ではありません。
※当ガイドラインでは日中一時支援事業を「日中一時」と表記します。

（野洲市日中一時支援事業実施要綱第1条）

障害者等を一時的に預かることにより、障害者等に日中活動の場を提供し、
障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ることを目的

II 【参考】事業の成り立ち

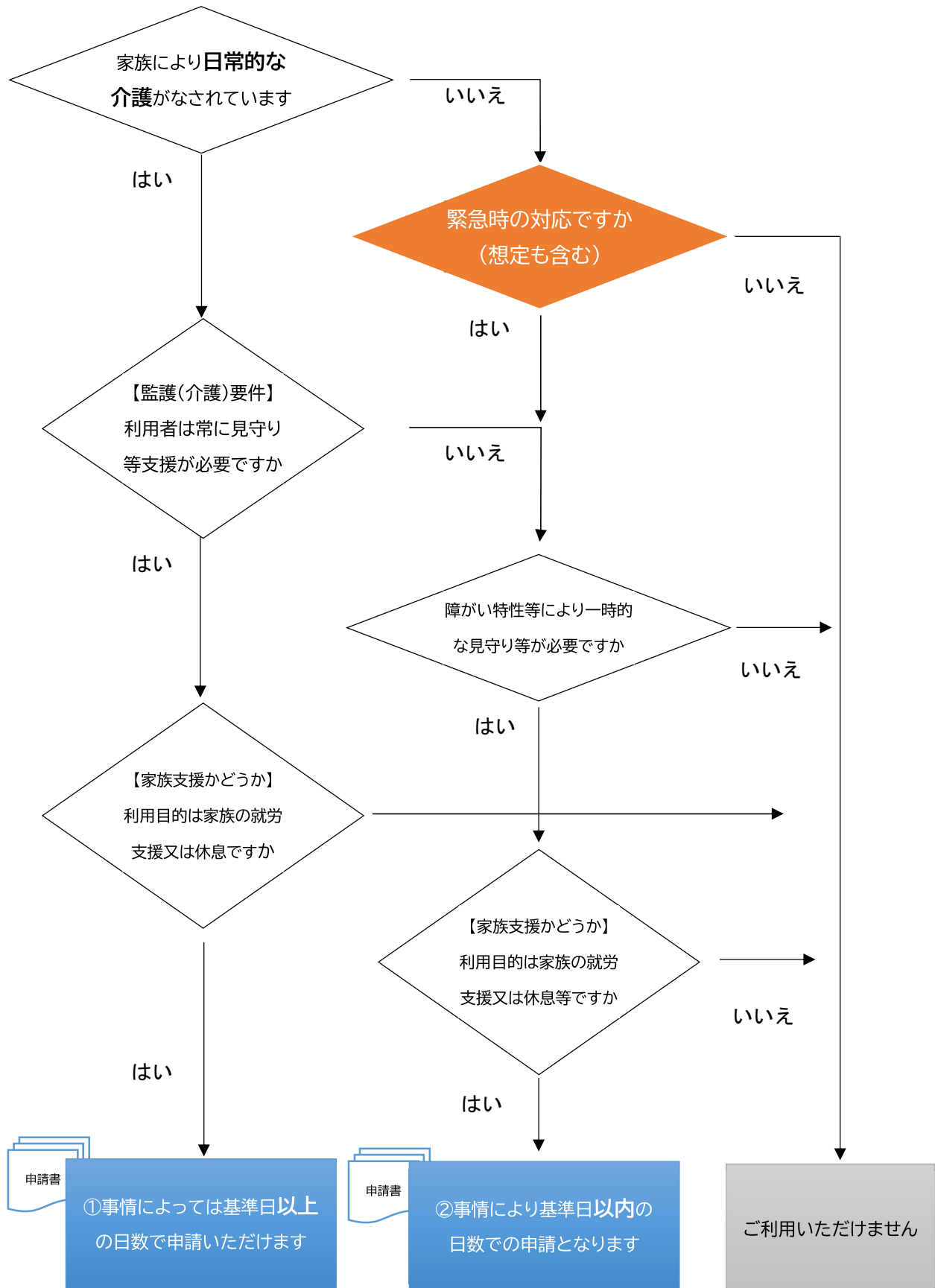
過去実施されていた短期入所（日中預かり）、タイムケア事業等の後継として地域生活支援事業の1事業として平成18年に国において制度化されました。

2. 対象者

次のAとBにあてはまる方が対象です。（AとBによりC必要という因果関係が必要）
「市内に居住する^A 障害者等※であって、^B 日中において監護するものがないため、^C 一時的に見守り等の支援が必要であると市長が認める者。」（野洲市日中一時支援事業実施要綱第3条）

※障がいの種別を問わず、障害者手帳（身体・療育・精神）を持っている方、又は持っていない方であっても次のいずれかに該当する方

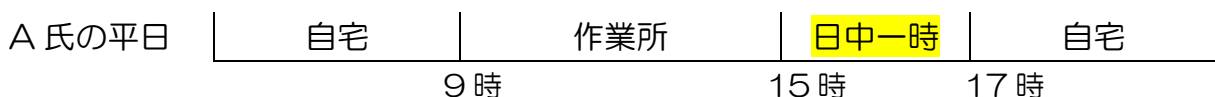
- ①自立支援給付の受給者（障害福祉サービス・障害児通所給付の利用者）
- ②次の書類を提出できる方（意見書や診断書は任意の様式）
 - 知的障がい： 知的障害者更生相談所の意見書等
 - 精神障がい： 自立支援医療受給者証（精神通院）、障害年金（精神）の年金証書等
 - 難病： 特定医療費（指定難病）受給者証、医師の診断書



3. 利用例

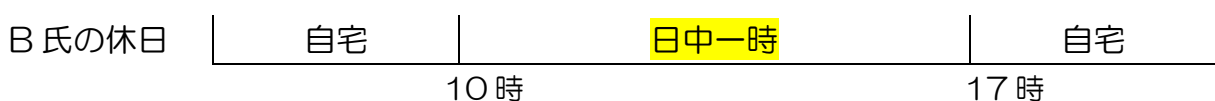
◆知的障がいのある A 氏の場合（作業所通所）

事業の必要性：両親とも終日仕事で日中は不在・危険認識ができないため一人で過ごすことが困難

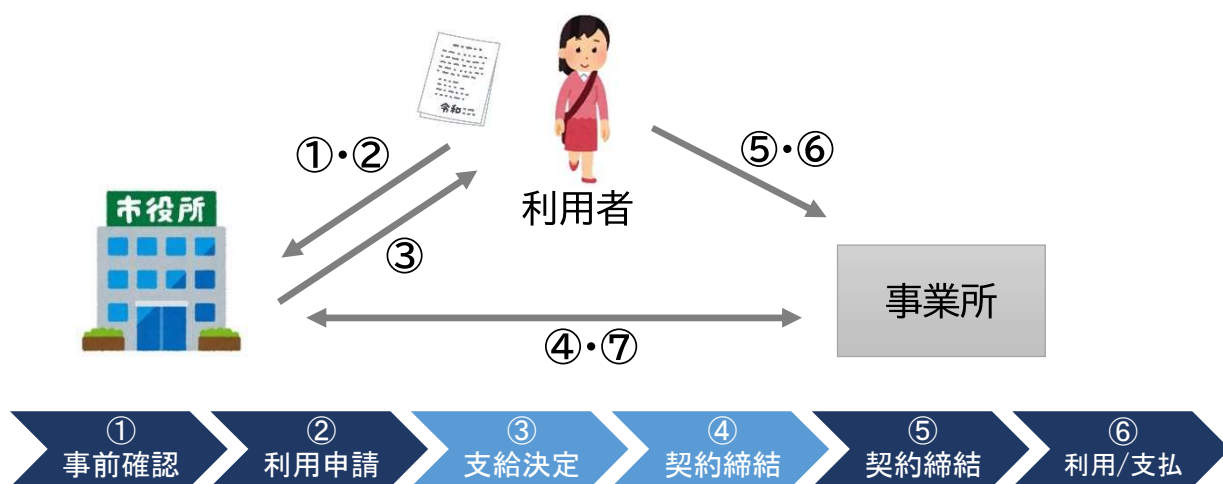


◆発達障がいのある B 氏（児童）の場合

事業の必要性：母親は日中在宅だが監護疲れがみえる・特性上一人での過ごしに不安がある



4. 利用までの流れ（手順）



	誰が	誰に	何をするか
①	利用者や家族等が	—	P4 のフロー図で利用できるか確認します
		市役所に	必要に応じて日中一時を利用したい旨を相談します
②	利用者や家族等が	市役所に	利用申請書・利用計画書を提出します (様式は窓口・HPにあります)
③	市役所が	利用申請者に	申請内容を審査し、利用決定(却下)通知書を郵送します
④	事業所が	市役所と	日中一時支援事業の契約を行います
⑤	利用者が	事業所に	利用決定通知書を提示の上、利用を申し込みます ※利用方法等は事業所で異なりますので確認ください
⑥	利用者が	事業所の	日中一時を利用時に利用料(自己負担分)を支払います
⑦	事業所が	市役所に	利用者負担分を除く利用料を請求します

5. 費用単価及び利用者負担額

- サービス費用単価及び利用者負担額は、サービス利用時間に応じて、費用単価及び利用者負担額を適用します。
- 利用者負担額は利用金額の原則一割です。ただし、住民税非課税世帯及び生活保護世帯は無料です。

利用時間	介護型(※1) 利用金額	介護型(※1) 自己負担額	見守り型(※2) 利用金額	見守り型(※2) 自己負担額
45分以上1時間まで	1,600円	160円	900円	90円
1時間超 2時間未満	2,500円	250円	1,800円	180円
2時間以上4時間未満	4,000円	400円	2,900円	290円
4時間以上6時間未満	5,000円	500円	3,600円	360円
6時間以上8時間未満	6,000円	600円	4,400円	440円
8時間以上	7,500円	750円	5,400円	540円
送迎加算(※3)	400円		200円	
重度加算(※4)	1,500円			

- ※1 介護型の対象者は、障害支援区分3以上のもの又は重度加算の対象者児又は障害支援区分が未区分であって放課後等デイサービスで個別サポート加算の対象となっている児童です。
- ※2 見守り型の対象者は、障害支援区分3未満のもの又は障害支援区分が未区分の者(児童を含む)
- ※3 送迎加算は、利用者に対し、各事業者において1日1回を限度とします。
- ※4 重度加算は、重症心身障害のある方、行動援護サービス受給されている方が対象です。

6. 支給量の基準(目安)

次の支給量はあくまで目安です。利用者やその家族の状況等を考慮し増減します。

■レスパイトを目的とした場合の支給日数(基準)

対象者	日数	備考
18歳未満の児童	3	—
18歳以上の者	10	—

■就労支援を目的とした場合の支給日数(基準)

主たる監護者の就労状況	日数	備考
パートタイム	15	社会保険加入要件外(扶養内)での就労を想定
フルタイム	21	一般的な営業日の日数を想定

7. 利用期間

支給決定の期間(利用期間)は、利用決定日から、次の6月末までとなります。

そのため、翌年度も継続して利用いただく場合は毎年6月に更新の申請をしていただく必要があります。

8. よくある問合せ（利用者及びご家族向けFAQ）

Q1 低年齢児でも利用できますか？

日中一時は障がいがあるために監護（見守り）が必要な方を対象とした事業です。そのため、障がいの有無に関わらず一人で過ごすことが難しい低年齢児（未就学児等）の利用は想定していません。

ただし、障がい特性や家庭の状況等により特に支援が必要であると考えられる場合（緊急時の備えを含む）は、ご利用いただけます。

Q2 グループホーム(GH)利用者であっても利用できますか？

GH利用者であっても、土日祝日などに自宅へ戻る場合等で、利用目的に沿う内容であれば利用いただけます。

Q3 一人暮らしの方でも利用できますか？

当事業は家族支援であるため、原則一人暮らしの方の利用は想定していません。

Q4 見守りの必要はありませんが余暇の充実のために利用できますか？

日中一時は一時的な見守り・預かり支援であり、余暇支援を目的とした事業ではありません。日中一時利用中に利用者を退屈させないため、事業所によっては社会活動訓練の一環としてレクリエーションのような催しを設けていただいておりますが、レクリエーションを目的に利用いただくことはできません。

Q5 放課後等デイサービスの営業時間帯に帰宅できないため、放デイ利用後に同一事業所内で日中一時を利用できますか？

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、放課後等デイサービスの基本報酬は支援時間による区分が設けられるとともに、長時間の支援については預かりニーズに対応した延長支援として加算が設けられていることから、事業所による支援の延長は可能です。そのため、営業時間内での帰宅が困難な場合等は、まずは支援の延長を事業所に対して依頼してください。

Q6 生活介護事業所の開所時間帯に帰宅できないため、生活介護利用後に同一事業所で日中一時を利用できますか？

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、生活介護の基本報酬はサービス提供時間による区分が設けられるとともに、長時間の支援については延長支援加算が拡充されたことから、事業所による支援の延長は可能です。そのため、営業時間内での帰宅が困難な場合等は、まずは支援の延長を事業所に対して依頼してください。

Q7 夏季休暇中の放課後等デイサービスの利用について、営業時間が限定されているため放デイの営業時間の前後に預かってもらえますか。

前述の Q5 の回答と同様に、まずは支援の延長を事業所に依頼してください。ただし、放デイと異なる事業所での日中一時を利用する場合や、放デイと日中一時の支援プログラムが明確に異なる場合等は利用いただけます。個々の状況で変わるので市にご相談ください。

Q8 利用予定はありませんが、家族の急な怪我・病気に備えて申請をすることは可能ですか？

可能です。ただし、支給日数は基準範囲内の日数になります。

Q9 家族において日常的に介護がなされていなければ利用できませんか？

当事業はご家族が日ごろ行われている介護を、ご家族の代わりに福祉サービスで行うというものです。(要綱第1条)ただし、介護が日常的に行われていない(行う必要がない)場合であっても、緊急時の対応(例:家族の疾病等)としての利用は想定しています。

【要綱第3条(利用対象者)の読み方】

要綱どおりでは「監護するものがないから 家族に代わる支援者の見守りが必要」(AだからB)と読みますが、当然ながら「家族に代わる支援者の見守りが必要 つまり(ということは) 日常的に監護が行われている」(BであることはAである)と読むため、利用者要件には監護があります。なお、ここでいう「監護」は第1条の趣旨から日常的な行為の補助である「介護」と同等の意味を持ちます。

Q10 介護と監護はどう違うのですか？

「監護」とは、生活に関して社会通念上とされる監督・保護を行っている(面倒をみている)ことです。(一般的には保護者の子どもに対する親権や、高齢者の家族や第三者による保護の意味で使用されます。)

一方「介護」とは、日常生活の身体的な困難等に対して補助(介抱・看護)することで、特定の行為を助けるお世話です。

9. よくある問合せ（事業所向けFAQ）

支援内容について

Q1 孤独解消等のための居場所支援として当事業の活用は可能ですか？

日中一時は、障がいのある方の支援事業ではなく、日ごろ監護されているご家族の支援事業になります。そのため、ご本人支援としての居場所の提供を目的とした活用できないものと考えます。

しかしながら、特定の季節や時期などが利用者の心身に不安定さをもたらし、孤独を解消するための見守りが、利用者の危険等を防ぐことができると考えられる場合であって、事業の趣旨に沿う内容であればこの限りではありません。

Q2 支援時間中の活動内容等に制限はありますか？

レクリエーションの支援(本人支援)ではなく見守り支援(家族支援)なので、利用者は原則事業所内で過ごしていただくことを想定しています。ただし、利用時間を有意義な時間にすべく、利用者の特性等を考慮し外出支援によることが望ましい場合は、事前に「外出届」を提出された場合に限り認めます。

Q3 外出する場合の制限は？

「外出届」を提出された場合、実施事業所が立地する自治体内での外出を認めます。ただし、外出時の人員配置は、野洲市障害者等移動支援事業のグループ支援と同じく【利用者の数をヘルパーの数で除して得た数が3以下のもの。】とします。

また、実施事業所が市境の近辺に位置し、外出先が立地する自治体ではなく、隣の自治体の方が合理的である場合は、隣の自治体における外出支援も認めます。ただし外出届にその旨明記ください)

Q4 見守り時間中の活動内容に制限はあるか？

社会に適応するための日常的な訓練や創作活動等を提供します。(余暇の提供ではありません。)
なお、訓練や創作活動等については、社会通念上、公費(税金)による支援が妥当であると考えられる内容に限られます。(賭博や単なる娯楽の場の提供等は禁止です。)

Q5 契約するのに必要な書類を教えてください。

次の書類を提出してください。

- ①障害者等日中一時支援事業届出書（様式 1 号）
- ②日中一時支援事業実施計画書
（※日中活動系サービス事業所又は放課後等デイサービス事業所が実施する場合のみ）
- ③日中一時支援事業外出届（※外出する場合のみ）
- ④委託契約書及び仕様書（2 部ともに製本・記名押印が必要）
- ⑤誓約書及び役員名簿

Q6 日中活動系サービス又は放課後等デイサービス(以下「日中活動系サービス等」)の支援終了後に同一場所で事業を実施できるか？

日中活動系サービス等の延長支援とみなせる内容は、日中活動系サービス等の「延長支援加算」（生活介護・放課後等デイサービスのみ）を適用してください。しかしながら、明らかに支援内容が異なる場合等については【日中一時支援事業実施計画書】を提出することによって、事業実施が可能です。

ただしその場合は、日中活動系サービス等の利用者以外の外部利用者も受け入れなければなりません。

Q7 事業の実施にあたり施設要件や人員配置要件はあるか？

過ごしの場所に要件は設けていません。障がい福祉サービス等の施設基準等を照らし、社会通念上、過ごしの場として適切と考えられる場所で支援を実施してください。

利用者の障がい種別や程度によって必要な人員は異なることから、一律の人員配置要件は設けていません。ただし、日中活動系サービス等の実施事業所が同一事業所で当事業を実施する場合は、日中活動系サービス等の指定要件等に準じます。

Q8 外出先で解散した場合の支援時間の算定時間は？

外出した場合であっても原則、事業所で解散いただく必要があります。

しかし、事業所よりも外出先の方が、利用者の自宅等に近いなど、外出先で解散したほうが利用者やその保護者に負担が無く合理的である場合に限り、外出先で日中一時を終了できます。

その場合は、外出先での解散時点までが当事業の支援時間となります。

Q9 送迎を行っているが送迎時間を支援時間として算定できるか？

送迎時間は日中一時として費用算定できません。事業所に着いた時点から事業所を出た時点までが費用算定の対象です。

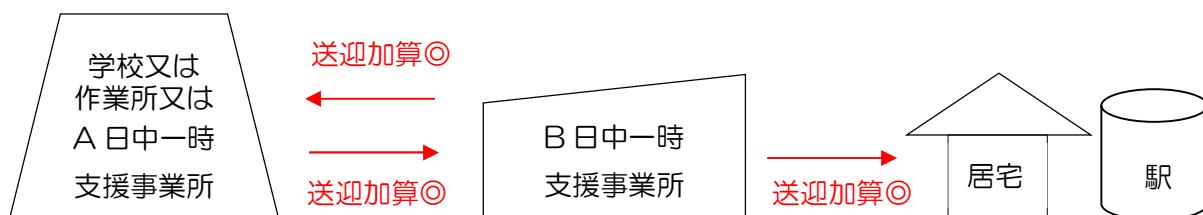
Q10 送迎の範囲は？

送迎の範囲は、原則、日中一時支援事業所から利用者の居宅までとしますが、日中一時支援事業所から別の日中一時支援事業所までの送迎や、学校又は障害福祉サービス事業所から日中一時支援事業所までの送迎も可とします。

なお、事前に利用者との合意があれば、日中一時支援事業所から日中一時支援事業所の最寄り駅までの送迎も可とします。

ただし、送迎加算は、利用者に対し、各事業者において1日1回を限度とします。

【送迎加算が認められる例】



【送迎加算が認められない例】

